

くらしの安心情報

情報ファイルNO.120

平成24年7月10日

自宅に突然、見知らぬ業者が訪問してきて「外壁の見本工事をさせてもらえば、工事費は値引きする」と言われ契約してしまいました。解約したいのですが...

被害内容

【相談者 60代 男性】

3日前、自宅に突然見知らぬ業者が訪問してきて「外壁が傷んでいるのですぐ工事したほうがいい、お宅は場所がいいので外壁工事の見本工事をさせてもらい宣伝させてくれば、通常100万円の工事費を特別に50万円に値引きする。」と言われ契約してしまいました。よく考えると工事費が妥当なものか不安になったので解約したいのですが...

対処方法

この事例は、「外壁工事やソーラーシステムなど住宅設備関連の工事をし宣伝させてくれば、工事費を格安にする」などと契約を迫る「見本工事商法」といわれるものです。

- ・ この商法は、値引き後の価格も高額で、ずさんな工事であったり、予定していない高額な契約に繋がる可能性もあります。
 - ・ 相談者には、クーリング・オフ()期間内なので、文書で解約通知を出すよう助言しました。
 - ・ 安くしておくからと言われても、その場ですぐに契約せず複数の業者から見積りを取り寄せ、比較検討するなど慎重に対応することが大切です。
 - ・ 万が一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。
- () 契約書面を受け取った日から一定期間内(この場合は8日間)であれば無条件に解約できる制度

値引きしてくれるし、工事したほうがいいかなあ？



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL:076-432-9233 (消費生活相談) FAX:076-431-2631

076-433-3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX:0766-25-2890